

令和2年度
青森県交通安全実施計画



青森県交通安全シンボルマーク

青森県交通安全対策会議

ま　え　が　き

この実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき作成した、第 10 次青森県交通安全計画（平成 28 年度～令和 2 年度）を着実に推進するため、令和 2 年度における県内の陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が講すべき施策に関する計画を取りまとめたものです。

令和元年は、関係各位をはじめ県民の皆様方の真摯な取組により、交通事故発生件数及び負傷者数は 18 年連続で減少しました。また、死者数は、現在の統計方法となった昭和 41 年以降最少の 37 人となり、第 10 次青森県交通安全計画に掲げる目標の 38 人以下を 1 年前倒しで達成しました。

しかしながら、

- 死者のうち高齢者が 8 割近くを占め、歩行中の死者においても高齢者が 8 割以上を占めたこと
- 歩行者の死亡事故の 8 割以上が夜間に発生したこと
- 歩行中の死者の 8 割以上に何らかの法令違反があったこと
- 自動車乗用中の死者の半数以上がシートベルト非着用であったこと
- 飲酒運転による死亡事故がいまだに発生していること

など、引き続き取り組むべき課題があることから、今後も交通安全対策を強力に進めていく必要があります。

このため、青森県交通安全対策会議では、交通事故のない安全で安心な社会の実現に向けて、関係機関・団体との緊密な連携のもと、陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

目 次

第1章 道路交通の安全に関する施策

1 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備――――――――	1
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化――――――――	2
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進――――――――	4
(4) 交通安全施設等整備事業の推進――――――――	7
(5) 歩行者空間のバリアフリー化――――――――	12
(6) 無電柱化の推進――――――――	13
(7) 効果的な交通規制の推進――――――――	14
(8) 自転車利用環境の総合的整備――――――――	15
(9) 高度道路交通システムの活用――――――――	16
(10) 交通需要マネジメントの推進――――――――	17
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備――――――――	18
(12) 総合的な駐車対策の推進――――――――	24
(13) 道路交通情報の充実――――――――	26
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備――――――――	28

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進――――――――	32
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進――――――――	38
(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進――――――――	43

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実――――――――	45
(2) 運転免許制度の改善――――――――	47
(3) 安全運転管理の推進――――――――	49
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進――――――――	50
(5) 交通労働災害の防止等――――――――	52
(6) 道路交通に関連する情報の充実――――――――	52

4 車両の安全性の確保

(1) 自動車アセスメント情報の提供等――――――――	57
(2) 自動車の検査及び点検整備の充実――――――――	57
(3) リコール制度の充実・強化――――――――	58
(4) 自転車の安全性の確保――――――――	58

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等――――――――	58
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進――――――――	61
(3) 暴走族等対策等の推進――――――――	61

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備――――――――	63
(2) 救急医療体制の整備――――――――	67

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	68
7 被害者支援の充実と推進	
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	69
(2) 損害賠償の請求についての援助等	69
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	70
8 研究開発及び調査研究の充実	
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	73
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	74

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

1 鉄道交通環境の整備	
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	75
(2) 運転保安設備等の整備	75
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	75
3 鉄道の安全な運行の確保	
(1) 保安監査等の実施	76
(2) 運転士の資質の保持	76
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	76
(4) 気象情報等の充実	76
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	77
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	77
4 鉄道車両の安全性の確保	77
5 救助・救急活動の充実	77
6 被害者支援の推進	78
7 鉄道事故等の原因究明と再発防止	78

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	79
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	79
3 踏切道の統廃合の促進	80
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	80

(参考資料)

交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）抜粋	81
-------------------------------	----

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	<u>ア 生活道路における交通安全対策の推進</u> <u>イ 通学路等の歩道整備等の推進</u> <u>ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備</u>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、これらの交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するために、青森県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制と連携し、県、市町村が取り組む生活道路対策エリアへの通過車両の抑制対策を検討するため、ビックデータ提供等の技術的支援により、取組を推進する。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

高等学校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、認定こども園、保育所、児童館等に通う児童や幼児の交通の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進し、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	<u>ア 生活道路における交通安全対策の推進</u> <u>イ 通学路等の歩道整備等の推進</u> <u>ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備</u>
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、これらの交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、青森県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプ・狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を検討する。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

高等学校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、認定こども園、保育所、児童館等に通う児童や幼児の交通の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。この

際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき重点整備地区に定められた地域等で、公共施設等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を整備するとともに、歩道の段差・勾配の改善や、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	<u>ア 生活道路における交通安全対策の推進</u> <u>イ 通学路等の歩道整備等の推進</u> <u>ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

◆ 通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、これらの交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成する。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

青森県公安委員会においては、生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器の*LED 化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。

*LED : Light Emitting Diode (発光ダイオード)

イ 通学路等の歩道整備等の推進

このほか、未就学児の集団移動経路における緊急安全点検を通じた対策などにより、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充を行い、通学路、通園路の整備を図る。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき重点整備地区に定められた地域等を重点に音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進するとともに、歩車分離式信号の運用や路側帯の整備等を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細目	
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

[計画の方針及び概要]

◆ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交

通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を促進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細目	
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

◆ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細目	
実施機関	県(都市計画課)

[計画の方針及び概要]

◆ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細目	
実施機関	東日本高速道路(株)東北支社

[計画の方針及び概要]

◆ 高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	<p><u>ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</u></p> <p><u>イ 事故危険箇所対策の推進</u></p> <p><u>ウ 重大事故の再発防止</u></p> <p><u>エ 適切に機能分担された道路網の整備</u></p> <p><u>オ 改築等による交通事故対策の推進</u></p> <p><u>カ 交通安全施設等の高度化</u></p>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

〔計画の方針及び概要〕

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

青森県内の国道の事故対策については、事故の危険性が高い区間などを「事故危険区間」として選定し、県民に事故が起こりやすい危険な箇所としての認識を持ってもらいながら、急ぐべきところから優先的に、事故原因に即した効果の高い対策を実施していく。また、実施にあたっては、P D C Aのマネジメントサイクルに基づき、情報を公表し意見を伺いながら、継続的に推進していく。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、青森県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進すること等により、交通事故の抑止を図る。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

また、自動車専用道路の出入口及び本線合流部等において、進入禁止看板、矢印路面標示、ラバーポール等の逆走対策を推進する。

ウ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、関係機関・団体等と合同の現場調査を実施し、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、事故原因究明と当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

エ 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

(イ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させる。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

(ア) 既存道路の拡幅を行うことにより、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図り、併せてバイパス等の整備を図る。また、道路の新設・改築に当たっては、道路標識、車両停車帯、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設についても併せて整備を図る。さらに、交差点及びその付近における事故の防止と、交通渋滞の解消を図るため、付加車線の設置等を推進する。

(イ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、歩道等の整備を推進する。

(ウ) 自然環境保全地区において、通過交通を適切に分離するため、バイパス整備を推進する。

力 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	<u>ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</u> <u>イ 事故危険箇所対策の推進</u> <u>ウ 重大事故の再発防止</u> <u>エ 適切に機能分担された道路網の整備</u> <u>オ 改築等による交通事故対策の推進</u> <u>カ 交通安全施設等の高度化</u>
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

青森県内の国道の事故対策については、事故の危険性が高い区間などを「事故危険区間」として選定し、県民に事故が起こりやすい危険な箇所としての認識を持ってもらいながら、急ぐべきところから優先的に、事故原因に即した効果の高い対策を実施していく。また、実施にあたっては、P D C Aのマネジメントサイクルに基づき、情報を公表し意見を伺いながら、継続的に推進していく。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、青森県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進すること等により、交通事故の抑止を図る。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

ウ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、関係機関・団体等と合同の現場調査を実施し、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、事故原因究明と当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

エ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- (イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を促進する。
- (ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、青森県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を検討する。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア) 既存道路の拡幅を行うことにより、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を

- 図り、併せてバイパス等の整備を図る。また、道路の新設・改築に当たっては、道路標識、車両停車帯、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設についても併せて整備を図る。さらに、交差点及びその付近における事故の防止と、交通渋滞の解消を図るために、付加車線の設置等を推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るために、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- (エ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進する。
- (オ) 交通混雑が激しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るために、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- (カ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

力 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 重大事故の再発防止 <u>エ 適切に機能分担された道路網の整備</u> <u>オ 改築等による交通事故対策の推進</u> <u>カ 交通安全施設等の高度化</u>
実施機関	県(都市計画課)

〔計画の方針及び概要〕

エ 適切に機能分担された道路網の整備

- (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- (イ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を促進する。
- (ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通ができる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、青森県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を検討する。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア) 既存道路の拡幅を行うことにより、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図り、併せてバイパス等の整備を図る。また、道路の新設・改築に当たっては、道路標識、車両停車帯、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設についても併せて整備を図る。さらに、交差点及びその付近における事故の防止と、交通渋滞の解消を図るために、付加車線の設置等を推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るために、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- (ウ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進する。
- (エ) 交通混雑が激しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るために、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- (オ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	<u>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理</u> <u>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</u> <u>ウ 幹線道路対策の推進</u> <u>エ 交通円滑化対策の推進</u> <u>オ I T S化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現</u> <u>カ 道路交通環境整備への住民参加の促進</u> <u>キ 連絡会議等の活用</u>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

[計画の方針及び概要]

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、老朽化対策が課題となっていることから、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方のもと、通過交通の抑制・排除、「ゾーン30」等の車両速度の抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を関係機関と連携して推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離、無電柱化の推進等による歩行者の安全な通行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において、重点的な交通事故防止対策を実施する。この際、交通事故データの客観的な分析による交通事故原因の検証に基づき、対策を実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、交差点の右折レーン設置等を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

キ 連絡会議等の活用

警察本部及び国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が設置している「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」や、「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

○ 分かりやすい道案内

高速道路等の路線番号による分かりやすい道案内の実現に向けて、案内標識にナンバリングを実施する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	<u>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理</u> <u>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</u> <u>ウ 幹線道路対策の推進</u> <u>エ 交通円滑化対策の推進</u> <u>オ I T S 化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現</u> <u>カ 道路交通環境整備への住民参加の促進</u> <u>キ 連絡会議等の活用</u>
実施機関	県(林政課)

[計画の方針及び概要]

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方のもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離等、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

キ 連絡会議等の活用

警察本部及び国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が設置している「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」や、その下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

○ 交通安全施設等の整備

令和元年度の主な整備計画は、下表のとおりである。

項目	防護柵	標識	区画線
事業量	449m	7本	1.7km

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	<p>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理</p> <p>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</p> <p>ウ 幹線道路対策の推進</p> <p>エ 交通円滑化対策の推進</p> <p>オ ITS化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現</p> <p>カ 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>キ 連絡会議等の活用</p>
実施機関	県(農村整備課)

[計画の方針及び概要]

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方のもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離等、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

キ 連絡会議等の活用

警察本部及び国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が設置している「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」や、その下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

○ 交通安全施設等の整備

令和元年度の主な整備計画は、下表のとおりである。

項目	歩道等	防護柵	標識	反射鏡	照明灯	視線誘導標	区画線
事業量	0m	3,454m	59本	0本	0基	1,116箇所	54.6km

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	<p>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理</p> <p>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</p> <p>ウ 幹線道路対策の推進</p> <p>エ 交通円滑化対策の推進</p> <p>オ ITS化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現</p> <p>カ 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>キ 連絡会議等の活用</p>
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えのもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離等、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において交差点改良等の対策を実施する。

また、事故の発生割合の大きい区間において、重点的な交通事故防止対策を実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、交差点の立体化等を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、

「標識B O X」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

キ 連絡会議等の活用

警察本部及び国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が設置している「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」や、その下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

○ 交通安全施設等の整備

令和2年度の主な整備計画は、下表のとおりである。

項目	歩道等	防護柵	標識	照明灯	区画線	電線 共同構	災害 防除	拡幅工事 特一・改築
事業量	59工区	475m	25本	5基	1,435km	16工区	83箇所	34工区

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進

	工 交通円滑化対策の推進 オ I T S 化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用
実施機関	県(都市計画課)

[計画の方針及び概要]

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方のもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離等、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

○ 交通安全施設等の整備

令和2年度の主な整備計画は、下表のとおりである。

項目	歩道等	防護柵	標識	照明灯	視線誘導標	区画線	電線共同溝	拡幅工事
事業量	332m	0m	0本	0基	0箇所	132m	1工区	2工区

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	<u>ア 交通安全施設等の戦略的維持管理</u> <u>イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</u> <u>ウ 幹線道路対策の推進</u> <u>エ 交通円滑化対策の推進</u> <u>オ I T S 化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現</u> <u>カ 道路交通環境整備への住民参加の促進</u> <u>キ 連絡会議等の活用</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

交通安全施設の大量更新期を迎えるに当たり、信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考え方のもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全安心な歩行区間の確保を図る。また、歩行者と自転車の分離等、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

ウ 幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において交差点改良等の対策を実施する。

また、事故の発生割合の大きい区間において、重点的な交通事故防止対策を実施する。この際、交通事故データの客観的な分析による交通事故原因の検証に基づき、信号機の高度化

等の対策を実施する。

エ 交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、交差点の立体化等を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。また、信号機の高度化等を推進するほか、駐車対策等を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、併せて、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

オ ITS化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通需要等の増加に伴い、交通事故が多発し又は旅行速度が低下している市街地を中心に、交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、充実させる。

また、新交通管理システム (*UTMS) の整備を進め、交通事故の未然防止を図る。

さらに、過密化・混合化の進む道路交通に対応して、交通の円滑化、環境の保全化等を図るため、適正な交通流・量の誘導及び分散を行うほか、渋滞情報、旅行時間情報その他の交通情報を収集・提供するためのシステム、ネットワーク等を積極的に整備する。

*UTMS : Universal Traffic Management System

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」・「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

キ 連絡会議等の活用

警察本部及び国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が設置している「青森県道路交通環境安全推進連絡会議」や、その下に設置されている「アドバイザーミーティング」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(5) 歩行者空間のバリアフリー化
細目	
実施機関	県(道路課) 〔計画の方針及び概要〕
◆ 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(5) 歩行者空間のバリアフリー化
細目	
実施機関	県(都市計画課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(6) 無電柱化の推進
細目	
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(6) 無電柱化の推進
細目	
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(6) 無電柱化の推進
細目	
実施機関	県(都市計画課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(7) 効果的な交通規制の推進
細目	<u>ア 地域の特性に応じた交通規制</u> <u>イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制</u> <u>ウ より合理的な交通規制の推進</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

ア 地域の特性に応じた交通規制

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために、道路網全体の中で、それぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等を的確に把握し、地域の実態に応じた効果的な交通規制を推進する。

また、交通の実態の変化等に応じて既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものとするとともに、道路標識・道路標示の簡素合理化に努める。

イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

大規模小売店舗・リゾート開発など各種の大規模開発等に対して、アクセス道路等の建設計画の早期把握に努め、それに見合った交通規制を実施する。

ウ より合理的な交通規制の推進

速度規制、駐車規制、信号制御の点検見直しなど、より合理的な交通規制を推進する。

○ 信号機、道路標識及び道路標示の整備

令和2年度の主な整備計画は、下表のとおりである。

	区分	事業量
特定事業	交通管制	一式
	信号機新設	2基
	信号機改良	86基
地方単独事業	信号機新設	3基
	灯器LED化	453灯
	制御機更新	11基
	大型標識更新	79本
	路側標識更新	2,600本
	道路標示	横断歩道 2,910本
		実線標示 200km
		図示表示 303個
	信号機柱の移設	170本

交通流が悪化している交差点の右折矢印化等、信号機改良を推進する。

また、事故抑止に極めて高い効果を有する信号機については、地域住民等の設置要望を勘案の上、事故危険箇所、通学路等緊急性の高い地点を重点とする計画的な整備を推進する。

さらに、道路標識について、標示板の高輝度化、可変標識の効果的活用等を図る。また、道路標示について、未就学児童利用施設及び学校周辺における道路標示の整備を積極的に推進する。

(ア) 保全管理の徹底

交通安全施設等の機能の保全・改善を十分に行うとともに、交通実態に応じた交通安全施設等の管理システムの構築等を推進する。特に、道路標識及び道路標示について、設置状況の常時点検を行う管理体制を確立し、更新、補修、早期塗り替え等の時機を逸することのないよう管理する。

(イ) 政策評価の実施

事業実施前後の交通事故の発生状況を比較するなどして、交通安全施設等の整備効果を定量的に測定するとともに、その結果を分析し、施策に反映させる。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(8) 自転車利用環境の総合的整備
細目	<u>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</u> <u>イ 自転車等の駐車対策の推進</u>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>自転車活用推進法施行（平成29年5月1日）により、クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、自動車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、それらの適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出するため、市町村が計画する自転車ネットワーク計画策定に参画する。</p> <p>また、ルールやマナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。</p>	
<p>イ 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>自転車等の駐車対策については、自転車等の違法駐車に対する指導の強化、関係機関・団体と連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組を推進する。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(8) 自転車利用環境の総合的整備
細目	<u>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</u> <u>イ 自転車等の駐車対策の推進</u>
実施機関	県(道路課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、それらの適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり、自転車歩行者道上への自転車通行部分の明示等により、自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。また、ルールやマナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(8) 自転車利用環境の総合的整備
細目	<u>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</u> <u>イ 自転車等の駐車対策の推進</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ア 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、それらの適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり、自</p>	

転歩行者道上への自転車通行部分の明示等により、自転車走行空間ネットワークの整備を推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、自転車等の違法駐車に対する指導の強化、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(9) 高度道路交通システムの活用
細目	<u>ア 道路交通情報通信システムの整備</u> <u>イ 新交通管理システムの推進</u>
実施機関	東北総合通信局

[計画の方針及び概要]

- ◆ ITS全体構想に基づき、産・官・学が連携を図りながら、研究開発、インフラの整備・普及等を図る。

ア 道路交通情報通信システムの整備

(ア) 「高度道路交通システム」(ITS)の整備・充実

最先端の情報通信技術(*ICT)を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的として「高度道路交通システム」(ITS)の推進を図る。 *ICT : Information and Communication Technology

(イ) 交通情報提供の充実等

利用者の多様なニーズに応えるため、カーナビゲーション装置にリアルタイムで交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)の情報提供エリアの拡大、情報内容の充実、精度の改善等を推進する。

イ 新交通管理システムの推進

交通の安全の確保、交通流の円滑化及び大気汚染・騒音等の交通公害の低減を目的としたITSである新交通管理システム(UTMS)については、交通情報提供システム(*AMIS)をはじめとする各サブシステムの整備を積極的に推進するとともに、光ビーコンの増設を推進する。 *AMIS : Advanced Mobile Information System

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(9) 高度道路交通システムの活用
細目	<u>ア 道路交通情報通信システムの整備</u> <u>イ 新交通管理システムの推進</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ ITS全体構想に基づき、産・官・学が連携を図りながら、研究開発、インフラの整備・普及等を図る。

ア 道路交通情報通信システムの整備

(ア) 「高度道路交通システム」(ITS)の整備・充実

最先端の情報通信技術(ICT)を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円

滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的として「高度道路交通システム」（ITS）の推進を図る。

（イ）交通情報提供の充実等

利用者の多様なニーズに応えるため、カーナビゲーション装置にリアルタイムで交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の情報提供エリアの拡大、情報内容の充実、精度の改善等を推進する。

イ 新交通管理システムの推進

交通の安全の確保、交通流の円滑化及び大気汚染・騒音等の交通公害の低減を目的としたITSである新交通管理システム（UTMS）については、交通情報提供システム（AMIS）をはじめとする各サブシステムの整備を積極的に推進するとともに、光ビーコンの高度化整備を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(10) 交通需要マネジメントの推進
細目	<u>ア 公共交通機関利用の促進</u> <u>イ 自動車利用の効率化</u>
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

ア 公共交通機関利用の促進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画等の作成を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進め、公共交通機関利用の促進を図る。

加えて、高齢者が自家用車に依存しなくても安心して移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討する。

また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進するとともに、エコ通勤等の広報・啓発活動を行い公共交通機関への転換を図ることにより、円滑な道路交通の実現を図る。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車通行空間、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

イ 自動車利用の効率化

貨物自動車の積載効率の向上により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送等による物流の効率化の促進を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(10) 交通需要マネジメントの推進
細目	<u>ア 公共交通機関利用の促進</u> <u>イ 自動車利用の効率化</u>
実施機関	県(交通政策課)

[計画の方針及び概要]

ア 公共交通機関利用の促進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画について、市町村の計画策定を促進することにより、持続可

能な地域公共交通網の再構築を進めるとともに、市町村や交通事業者と共に、通院・通学・通勤・買い物の交通手段をマイカーから公共交通に転換を促す取組をはじめとするモビリティ・マネジメントの普及推進に取り組むことにより、公共交通機関利用の促進を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(10) 交通需要マネジメントの推進
細目	<u>ア 公共交通機関利用の促進</u> <u>イ 自動車利用の効率化</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)
〔計画の方針及び概要〕	
ア 公共交通機関利用の促進	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)に基づく地域公共交通網形成計画等の作成を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。	
また、バスの定時運行を確保し、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関に交通手段を転換させるため、バス路線及び近隣道路の交通規制を見直すとともに、バス専用・優先レーン等を整備する。	
関係機関・団体と連携して、バスベイの整備、バスレーンのカラー舗装化等を実施するほか、バス事業者、鉄道事業者等に対するパーク・アンド・ライド等の導入について働きかけを強化する。	
さらに、事業所の従業員の通勤交通手段をマイカーから公共交通利用、自転車・徒歩等への利用転換を促す事業所主体の様々な取組をはじめとするモビリティ・マネジメントの普及促進を図る。	
イ 自動車利用の効率化	
乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により、効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同集配システムの構築、車両運行管理システムの導入等による物流の効率化等の促進を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<u>ア 災害に備えた道路の整備</u> <u>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</u> <u>ウ 災害発生時における交通規制</u> <u>エ 災害発生時における情報提供の充実</u>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)
〔計画の方針及び概要〕	
ア 災害に備えた道路の整備	
落石・法面崩落・路肩崩落・雪崩等を防止するための道路防災施設の整備並びに交通危険箇所の局部改良を促進し、道路交通の安全及び円滑化を推進する。	
地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を推進する。	
地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。	
また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進	

する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確に、かつ、円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)等に基づき、イに掲げる施策等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

災害発生時は、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急迂回路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急迂回路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、道路情報提供装置等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<u>ア 災害に備えた道路の整備</u> <u>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</u> <u>ウ 災害発生時における交通規制</u> <u>エ 災害発生時における情報提供の充実</u>
実施機関	県(林政課)

[計画の方針及び概要]

ア 災害に備えた道路の整備

落石・法面崩落・路肩崩落・雪崩等を防止するための道路防災施設の整備並びに交通危険箇所の局部改良を促進し、道路交通の安全及び円滑化を推進する。

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を推進する。

地震発時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実

施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する。

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確に、かつ、円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)等に基づき、イに掲げる施策等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

災害発生時は、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<u>ア 災害に備えた道路の整備</u> <u>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</u> <u>ウ 災害発時における交通規制</u> <u>エ 災害発時における情報提供の充実</u>
実施機関	県(農村整備課)

〔計画の方針及び概要〕

ア 災害に備えた道路の整備

落石・法面崩落・路肩崩落・雪崩等を防止するための道路防災施設の整備並びに交通危険箇所の局部改良を促進し、道路交通の安全及び円滑化を推進する。

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を推進する。

地震発時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実

施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する。

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確に、かつ、円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)等に基づき、イに掲げる施策等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

災害発生時は、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。

災害発時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<u>ア 災害に備えた道路の整備</u> <u>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</u> <u>ウ 災害発時における交通規制</u> <u>エ 災害発時における情報提供の充実</u>
実施機	県(道路課)

〔計画の方針及び概要〕

ア 災害に備えた道路の整備

落石・法面崩落・路肩崩落・雪崩等を防止するための道路防災施設の整備並びに交通危険箇所の局部改良を促進し、道路交通の安全及び円滑化を推進する。

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を推進する。

地震発時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実

施するための交通規制資機材の整備を推進する。

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備及び通行規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確に、かつ、円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、道路交通法(昭和35年法律第第105号)等に基づき、イに掲げる施策等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

災害発生時は、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<u>ア 災害に備えた道路の整備</u> イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発時における情報提供の充実
実施機関	県(都市計画課)

〔計画の方針及び概要〕

ア 災害に備えた道路の整備

落石・法面崩落・路肩崩落・雪崩等を防止するための道路防災施設の整備並びに交通危険箇所の局部改良を促進し、道路交通の安全及び円滑化を推進する。

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を推進する。

地震発時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	ア 災害に備えた道路の整備

	<p>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>ウ 災害発生時における交通規制</p> <p>エ 災害発生時における情報提供の充実</p>
実施機関	県(防災危機管理課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ウ 災害発生時における交通規制 被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。</p> <p>エ 災害発生時における情報提供の充実 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	<p>ア 災害に備えた道路の整備</p> <p>イ 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>ウ 災害発生時における交通規制</p> <p>エ 災害発生時における情報提供の充実</p>
実施機関	警察本部(交通規制課)

〔計画の方針及び概要〕

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置の整備を推進する。

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進する。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確に、かつ、円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、道路交通法(昭和35年法律第第105号)等に基づき、イに掲げる施策等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

災害発生時は、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路の確保、及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資する。

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 <u>エ 災害発生時における情報提供の充実</u>
実施機関	青森地方気象台

[計画の方針及び概要]

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、関係機関・道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るために、防災関係機関等との間の情報の共有や I C T の活用等を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(12) 総合的な駐車対策の推進
細目	<u>ア きめ細やかな駐車規制の推進</u> イ 違法駐車対策の推進 <u>ウ 駐車場等の整備</u> <u>エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</u> <u>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

ア きめ細やかな駐車規制の推進

(ア) きめ細かな駐車規制

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、地域の交通実態等にきめ細かな駐車規制を推進する。

(イ) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の違反の検挙に努め、駐車対策としての同法の効果的な運用を図る。

ウ 駐車場等の整備

地域における駐車問題を協議・検討して、各種駐車対策を推進するほか、公共駐車場の整備等について働きかけていく。

エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

各広報媒体を活用して、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公共団体や道路管理者に対する路外

駐車場、共同荷捌きスペース及び路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車の取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(12) 総合的な駐車対策の推進
細目	ア きめ細やかな駐車規制の推進 <u>イ 違法駐車対策の推進</u> <u>ウ 駐車場等の整備</u> <u>エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</u> <u>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</u>
実施機関	警察本部(交通指導課)

[計画の方針及び概要]

イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

各広報媒体を活用して、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(12) 総合的な駐車対策の推進
細目	ア きめ細やかな駐車規制の推進 <u>イ 違法駐車対策の推進</u> <u>ウ 駐車場等の整備</u> <u>エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚</u> <u>オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</u>
実施機関	県(障害福祉課)

[計画の方針及び概要]

ウ 駐車場等の整備

公共的施設等の駐車場における車椅子使用者対応の駐車スペースの設置等青森県福祉のまちづくり条例の適切な運用を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(12) 総合的な駐車対策の推進
細目	ア きめ細やかな駐車規制の推進 <u>イ 違法駐車対策の推進</u>

	<p>ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p>
実施機関	県(都市計画課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ウ 駐車場等の整備 地域における駐車問題を協議・検討して、各種駐車対策を推進するほか、公共駐車場の整備等について働きかけていく。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(13) 道路交通情報の充実
細目	<p>ア 情報収集・提供体制の充実 イ I T S を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報事業の促進 エ わかりやすい道路交通環境の確保</p>
実施機関	東北総合通信局
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ア 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。</p> <p>イ I T S を活用した道路交通情報の高度化 I T S の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C SやE T C 2. 0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。また、交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするU T M Sの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(13) 道路交通情報の充実
細目	<p>ア 情報収集・提供体制の充実 イ I T S を活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報事業の促進 エ わかりやすい道路交通環境の確保</p>
実施機関	警察本部(交通規制課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ア 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、</p>	

交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC 2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。また、交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報を提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ることなどにより、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

エ わかりやすい道路交通環境の確保

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るために視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的でわかりやすい案内標識の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(13) 道路交通情報の充実
細目	<u>ア 情報収集・提供体制の充実</u> <u>イ ITSを活用した道路交通情報の高度化</u> <u>ウ 適正な道路交通情報事業の促進</u> <u>エ わかりやすい道路交通環境の確保</u>
実施機関	東日本高速道路(株)東北支社

〔計画の方針及び概要〕

ア 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図る。

イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC 2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。また、交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報を提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ることなどにより、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<u>ア 道路の使用及び占用の適正化等</u> <u>イ 休憩施設等の整備の推進</u> <u>ウ 子供の遊び場等の確保</u> <u>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</u> <u>オ 地域に応じた安全の確保</u>
実施機関	東北地方整備局(青森河川国道事務所)

[計画の方針及び概要]

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について、重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚によるところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追い越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行うほか、指導取締り機材の整備を図る一方、各道路管理者を指導する。

また、県内の主要な道路の車両通行の障害となっている箇所については、道路管理者が行う許可制度の厳正を期するとともに、迅速かつ適切な処理が行われるように各道路管理者を指導する。

なお、これと併せて車両積載物の落下予防等の措置権限に基づき、積載方法等の不適当な車両の指導取締りを行う。

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路
面対策として適時適切な除雪や、凍結防止剤散布を実施する。
また、地吹雪対策である防雪柵設置を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<u>ア 道路の使用及び占用の適正化等</u> <u>イ 休憩施設等の整備の推進</u> <u>ウ 子どもの遊び場等の確保</u> <u>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</u> <u>オ 地域に応じた安全の確保</u>
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について、重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追い越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行う。

国では道路監視員制度を活用し、指導取締り機材の整備を図る一方、各道路管理者を指導する。

また、県内の主要な道路の車両通行の障害となっている箇所については、資料の収集整備に配慮し、道路管理者が行う許可制度の厳正を期するとともに、迅速かつ適切な処理が行われるように各道路管理者を指導する。

なお、これと併せて車両積載物の落下予防等の措置権限に基づき、積載方法等の不適当な車両の指導取締りを行う。

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は

制限を行う。

オ 地域に応じた安全の確保

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路対面策として適時適切な除雪や、凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、融・流雪溝等の整備を推進する。

また、地吹雪対策である防雪柵設置や冬期バリアフリー対応としての歩道融雪施設、雪崩防止柵、融・流雪溝の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<u>ア 道路の使用及び占用の適正化等</u> <u>イ 休憩施設等の整備の推進</u> <u>ウ 子どもの遊び場等の確保</u> <u>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</u>
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について、重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行う。

国では道路監視員制度を活用し、指導取締り機材の整備を図る一方、各道路管理者を指導する。

また、県内の主要な道路の車両通行の障害となっている箇所については、資料の収集整備に配慮し、道路管理者が行う許可制度の厳正を期するとともに、迅速かつ適切な処理が行われるように各道路管理者を指導する。

なお、これと併せて車両積載物の落下予防等の措置権限に基づき、積載方法等の不適当な車両の指導取締りを行う。

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<p>ア 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>イ 休憩施設等の整備の推進</p> <p><u>ウ 子供の遊び場等の確保</u></p> <p>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>オ 地域に応じた安全の確保</p>
実施機関	県(こどもみらい課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ウ 子供の遊び場等の確保</p> <p>地域における児童の健全育成の拠点である児童館・児童センター及び児童遊園の整備促進を図り、遊び場不足の解消と事故防止に対処する。</p> <p>令和2年4月1日現在、15市町村87か所の児童館・児童センターが整備されている（休館中のものを除く）。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<p>ア 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>イ 休憩施設等の整備の推進</p> <p><u>ウ 子供の遊び場等の確保</u></p> <p>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>オ 地域に応じた安全の確保</p>
実施機関	県(都市計画課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ウ 子供の遊び場等の確保</p> <p>都市公園等の整備</p> <p>児童の遊び場の不足の解消、路上遊戯による交通事故の防止、市街地環境の改善、レクリエーション施設の拡充及び都市環境の改善に資するため、都市計画上の観点から規模及び配置を考慮した公園、緑地等の整備に努める。</p> <p>令和2年3月末日現在、876か所の都市公園等が開設されている。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	1 道路交通環境の整備
項目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	<p>ア 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>イ 休憩施設等の整備の推進</p> <p><u>ウ 子どもの遊び場等の確保</u></p> <p>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>オ 地域に応じた安全の確保</p>
実施機関	警察本部(交通指導課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p> <p>車両の通行制限の強化</p> <p>大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行う。</p>	

また、県内の主要な道路の車両通行の障害となっている箇所については、資料の収集整備に配慮し、道路管理者が行う許可制度の厳正を期するとともに、迅速かつ適切な処理が行われるように各道路管理者を指導する。

なお、これと併せて車両積載物の落下予防等の措置権限に基づき、積載方法等の不適当な車両の指導取締りを行う。

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県教育委員会(生涯学習課)
〔計画の方針及び概要〕	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会教育の場を通じての交通安全教育の推進 <p>県教育委員会が開催する青少年教育事業、成人教育事業、高齢者教育事業、家庭教育支援事業等における学習活動を通じて、一般県民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>少年団体・青年団体・PTA等社会教育関係団体における実践活動を通じて、青少年の交通安全意識の高揚を図る。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県(県民生活文化課)
〔計画の方針及び概要〕	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児から成人、高齢者等に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。 <p>特に、高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の低下が交通行動に及ぼす影響等について、多様な機会を活用して理解を促進するとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を理解させることにより、高齢者に対する保護意識が醸成されるよう啓発指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通安全計画の推進に当たっては、県、市町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会、 	

企業及び家庭が、それぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら、地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	<u>ア 幼児に対する交通安全教育の推進</u> <u>イ 小学生に対する交通安全教育の推進</u> <u>ウ 中学生に対する交通安全教育の推進</u> <u>エ 高校生に対する交通安全教育の推進</u> <u>オ 成人に対する交通安全教育の推進</u> <u>カ 高齢者に対する交通安全教育の推進</u> <u>キ 障害者に対する交通安全教育の推進</u> <u>ク 外国人に対する交通安全教育の推進</u>
実施機関	警察本部(交通企画課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

特に、高齢者に対しては、その交通事故実態、交通行動の特性等に基づいたきめ細かな交通安全教育を実施するとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を理解させることにより、高齢者に対する保護意識が醸成されるよう啓発指導を行う。

そのため、警察の交通安全教育指導者の能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、自治体の交通指導員等交通安全教育に携わる者についても、主体的に教育を実施できる指導員としての育成を図るなど、地域実態に即した効果的な交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。

また、交通安全教育を実施するに当たっては、交通安全教育車「ふれあい号」に搭載している各種機材、歩行・自転車・自動車の各種シミュレーターなどの交通安全教育資機材を活用した効果的な教育手法に努める。
- ◆ 家庭においては、交通安全に関する話し合いの場を積極的に持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう働きかける。

また、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導隊、交通少年団、児童委員及び青少年健全育成推進員等による地域活動を通じて、交通安全指導に関する教育を積極的に推進する。

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

- (ア) 幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び認定こども園においては、保護者等と連携して紙芝居、視聴覚教材等を活用した交通安全教育を実施する。
- (イ) 幼児交通安全クラブ、母親クラブ等の組織化を推進するとともに、既存の組織はその活性化を図り、その活動を通して交通安全に関する指導を推進する。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

- (ア) 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、道路及び交通の状況に応じて道路交通における危険を予測し、安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校等と連携を図りながら、通学路等の具体的危険箇所を取り上げるなど、関心を持たせる交通安全教育の実施に努める。
- (イ) 小学校においては、児童の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

(ア) 中学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全のみならず他人の安全にも配慮できるようにするため、学校や交通関係団体と連携して、*スケアード・ストレイト技法等を導入した効果的な交通安全教室の実施に努める。

*スケアード・ストレイト技法：スタントマンが交通事故を再現し、受講者に恐怖を直視させる教育技法

(イ) 中学校においては、生徒の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

(ア) 高校生に対しては、自転車の利用者及び二輪車の運転者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう、高校、PTA等と連携した交通安全教室の実施に努める。二輪車による通学が認められている高校については、二輪車の免許取得者を対象とした実技講習会等の実施に努める。

また、暴走族の悪質性、危険性及び迷惑性を理解させ、「暴走族に加入しない、暴走行為を助長しない、暴走行為を見に行かない」を徹底する。

(イ) 高等学校においては、生徒の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。

また、交通安全について小中学校との交流を図るなど、地域の交通安全活動への積極的な取組を推進する。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

(ア) 運転者については、地域、職域における講習会、交通安全協会、安全運転管理者協会等の交通関係団体の活動等を通じ、自発的安全行動を促し社会的責任の自覚を醸成する。

また、地域、職域等において交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に付けた指導者の養成に努める。

(イ) 自動車の使用者等については、自動車関係団体が行う講習会等の活動に対する積極的な支援・協力を行うことにより、構造・装置、点検・整備等に関する指導啓発を図り、自動車の保守管理意識の高揚を図る。

(ウ) 自転車利用者については、自転車の安全な利用を図るため、規格・基準に適合した自転車の利用と自転車安全整備店における定期的な点検整備、自転車のブレーキや反射材などが安全基準に適合していることを証明する*T Sマークの普及を図る。

また、交通安全協会、自転車軽自動車商業協同組合等と協力した実践的な講習会の開催を推進し、自転車の正しい乗り方と自転車利用者の交通安全意識の高揚を図る。

*T Sマーク : Traffic Safety Mark

(エ) 若年運転者による飲酒・暴走運転に起因する交通事故を防止するため、交通安全協会、交通安全協会青年部、安全運転管理者協会等の協力を得て、若年運転者組織の育成強化を図るとともに、実践的・体験的な交通安全教育を積極的に推進する。

(オ) 女性運転者に対する交通安全教育の徹底を期すため、レディースクラブなど女性運転者組織を通じた交通安全教育を積極的に推進する。

(カ) 交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会等の交通安全団体等との連携・協力を図り、これらの団体等の活動を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通安全意識の高揚を図る。

(キ) 社会教育の場を通じての交通安全教育の推進

a 市町村教育委員会が開催する青少年教育事業、成人教育事業、女性教育事業、高齢者教育事業、家庭教育支援事業等における学習活動を通じて、交通安全に関する知識の習得と、交通安全意識の高揚を図るよう指導、助言に努める。

b 少年団体・青年団体・PTA等社会教育関係団体が、実践活動を通じて交通安全意識

- の高揚を図るよう指導、助言に努める。
- (ク) 交通安全教育車等の活用
交通安全教育車「ふれあい号」、歩行・自転車・自動車の各種シミュレーターを活用して、事業所における安全大会や各種イベント等の会場において参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- 力 高齢者に対する交通安全教育の推進**
- (ア) 加齢に伴う身体機能の低下が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させるよう努める。
特に、交通安全教育を受ける機会が少ないとことなどにより、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者及び自転車利用者の心得等について理解させる。
- (イ) 高齢運転者に対しては、安全運転に必要な知識・技能を習得させるため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。
また、安全運転サポート車の有用性と機能の限界について、高齢運転者が正しい理解のもとに使用できる環境づくりを推進する。
- (ウ) 高齢歩行者に対しては、夕暮れ時、夜間外出時における反射材用品の着用について広報啓発するとともに、反射材用品の効果についての情報提供を行い、反射材用品の普及促進を図る。
- (エ) 高齢者に対する交通安全教育の実施に当たっては、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者宅の訪問指導等により日常的に、必要な知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援体制を構築する。
- (オ) 高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、各警察署が委嘱している高齢者交通安全活動リーダー「青森県交通安全シルバー先生」による高齢者目線の交通安全活動を開き、高齢者の心に響く交通安全教育を推進する。
- (カ) 高齢者の交通事故防止運動「いきいきシルバー交通安全強調月間」（11月）の県民への浸透を図るため、各種広報媒体を活用した広報活動を積極的に推進する。
- (キ) 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）を重点として、高齢者の世帯訪問等による交通安全指導及び反射材普及促進活動等の街頭活動を強化する。

キ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害者の運転する自動車が対象となる駐車禁止除外指定車標章を交付する際に、安全運転の指導を実施するほか、地域における福祉活動の場を利用するなどにより、交通安全意識の高揚を図る。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

自治体をはじめとする関係機関・団体と連携し、我が国における交通ルール等に関する交通安全教育を実施する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	<u>ア 幼児に対する交通安全教育の推進</u> イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県(こどもみらい課) 〔計画の方針及び概要〕
	ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児交通安全クラブ、母親クラブ等の組織化を推進するとともに、既存の組織はその活性化を図り、その活動を通して交通安全に関する指導を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 <u>イ 小学生に対する交通安全教育の推進</u> <u>ウ 中学生に対する交通安全教育の推進</u> <u>エ 高校生に対する交通安全教育の推進</u> オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県教育委員会(スポーツ健康課)

[計画の方針及び概要]

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

- (ア) 小学校においては、児童の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。また、各学校における効果的な交通安全教室の実施や地域安全マップの作成を推進する。
- (イ) 地域ぐるみの交通安全教育を推進するため、推進地区（小学校）を指定し、地域や関係機関・団体等と連携を図り、地域全体での交通安全教育を推進及び啓発活動の充実を目的とした実践研究を行う、交通安全プロモーション事業を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

- (ア) 中学校においては、生徒の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。また、各学校における効果的な交通安全教室の実施や地域安全マップの作成を推進する。
- (イ) 各学校において、交通安全教室等の開催を通じ実践的な安全教育及び安全管理等が充実できるよう、学校安全教室指導者研修を実施し学校の教職員等の資質向上を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

- (ア) 高等学校においては、生徒の発達の段階を考慮して、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行うよう指導する。また、各学校における効果的な交通安全教室の実施や地域安全マップの作成を推進する。
- (イ) 各学校において、交通安全教室等の開催を通じ実践的な安全教育及び安全管理等が充実できるよう、学校安全教室指導者研修を実施し学校の教職員等の資質向上を図る。
- (ウ) 高校生に対しては、自転車の利用者及び二輪車の運転者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持った行動ができるよう交通安全教育を行うために、交通安全プロモーション事業において危険予測学習等の教材や資料等を配布し、各校での活用により交通安全教育の啓発を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底

項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県(青少年・男女共同参画課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>◆ 青森県青少年健全育成推進員をはじめ、青少年健全育成推進県民会議等の青少年の健全な成長を支援する団体・個人が実施する地域活動を通して、青少年の交通安全意識の高揚が図られるよう、指導・助言に努める。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 <u>カ 高齢者に対する交通安全教育の推進</u> キ 障害者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県(高齢福祉保険課)
〔計画の方針及び概要〕	
カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 安全・安心な高齢社会の実現のため、高齢者に対する交通安全教育の推進に関し、警察本部をはじめ、関係機関・団体等と連携・協力する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 小学生に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 <u>キ 障害者に対する交通安全教育の推進</u> ク 外国人に対する交通安全教育の推進
実施機関	県(障害福祉課)
〔計画の方針及び概要〕	
キ 障害者に対する交通安全教育の推進 障害者に対する交通安全教育の推進に関し、警察本部を始め、関係機関・団体と連携・協力するほか、地域における福祉活動の場や、障害福祉サービスの提供等を通じて、交通安全意識の高揚を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	<p>ア 交通安全運動の推進</p> <p>イ 自転車の安全利用の推進</p> <p>ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底</p> <p>エ チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>オ 反射材用品の普及促進</p> <p>カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立</p> <p>キ 危険ドラッグ対策の推進</p> <p>ク 効果的な広報の実施</p> <p>ケ 自動車事故を防止するための取組支援</p> <p>コ 交通マナーの向上</p> <p>サ 歩行者に対する保護意識及び横断歩道におけるルールの遵守意識の向上</p> <p>シ その他の普及啓発活動の推進</p>
実施機関	県(県民生活文化課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、県や関係機関・団体をはじめ、県交通対策協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

ア 交通安全運動の推進

(ア) 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動については、関係機関・団体との連携を強化し、交通情勢、住民ニーズ等を踏まえた運動重点や具体的な活動目標設定による住民本位の運動の実施を図る。

また、シートベルト・チャイルドシート着用強調月間、いきいきシルバー交通安全強調月間など期間を定めて集中的、効果的な啓発活動を展開する。

各運動の実施に当たっては、地域に密着したきめ細かな活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図ること等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全運動を促進する。

(イ) 運動

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 春の全国交通安全運動 | 4月6日～4月15日 |
| ○ シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 | 6月1日～6月30日 |
| ○ 夏の交通安全県民運動 | 7月21日～7月31日 |
| ○ 秋の全国交通安全運動 | 9月21日～9月30日 |
| ○ いきいきシルバー交通安全強調月間 | 11月1日～11月30日 |
| ○ 冬の交通安全県民運動 | 12月11日～12月20日 |
| ○ 反射材用品着用促進運動 | 年間随時 |
| ○ 自転車事故防止運動 | 年間随時 |
| ○ 踏切事故防止運動 | 年間随時 |
| ○ 県民交通安全の日 | 毎月1日 |
| ○ 高齢者交通安全の日 | 毎月15日 |
| ○ 交通事故死ゼロを目指す日 | 4月10日、9月30日 |

(ウ) 運動重点

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒・暴走運転の根絶

(エ) 交通安全県民大会等の開催

県民一人ひとりが交通安全に対する認識を高め、交通事故防止に県民総ぐるみで取り組むことを目的として「交通安全県民大会」を開催する。

また、春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動の実施に併せ、「県民総決起大会」を開催し、交通安全意識の高揚を図る。（なお、春の県民総決起大会は新型コロナウィルス感染症対策のため中止し、交通安全推進団体及び市町村長へ交通安全メッセージを交付）

イ 自転車の安全利用の推進

(ア) 自転車利用者に対するルールの周知

学校、自転車関係事業者等と連携し、「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

また、幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用の推進と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進についての周知を図る。

なお、降雪期は、路面の凍結や積雪、道路幅員の狭隘化など、道路環境が悪化することから、冬道での自転車利用の自粛を呼びかける。

(イ) 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進する。

また、「自転車ハンドブック」の活用等により、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等について周知を図る。

ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の推進

後部座席を含む全ての座席でのシートベルト着用が義務付けられていることについて周知を図るとともに、着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開し、全ての座席でのシートベルト着用の促進を図る。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシート使用効果及び正しい使用方法について、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付方法等適正な使用方法についての広報啓発を図る。

特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを推進する。

オ 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、「青森県反射材大作戦」の取組を推進する。

(ア) 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、関係機関・団体と連携した反射材普及促進キャンペーンを開催する。

(イ) 各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

(ウ) 企業や団体など多様な主体の取組を促進する仕組みを構築する。

(エ) 反射材の普及は全年齢を対象とし、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材の取り込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間や酒気帯び運転に対する違反点数について周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。

また、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者等と連携し、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」の普及促進に協力するなどして、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図るほか、酒類提供飲食店等に対し、飲酒運転を防止

するための取組を働き掛け、併せて、飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化とその利用促進を図る。

キ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグに関する内容が盛り込まれた麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等による啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

ク 効果的な広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の上がる広報を行う。

- (ア) 関係機関・団体等と連携して各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、県のホームページを活用するなど、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように効果的な広報活動を推進する。
- (イ) 報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に時機を逸すことなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、市町村や関係機関・団体に対してもこれらの資料を積極的に提供し、交通安全活動の効果的な展開を促進する。

コ 交通マナーの向上

県民の交通マナーの向上を図るため、各種広報媒体を活用した効果的な交通安全広報などを通じて「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	<p>ア 交通安全運動の推進</p> <p>イ <u>自転車の安全利用の推進</u></p> <p>ウ <u>後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底</u></p> <p>エ <u>チャイルドシートの正しい使用の徹底</u></p> <p>オ <u>反射材用品の普及促進</u></p> <p>カ <u>飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立</u></p> <p>キ <u>危険ドラッグ対策の推進</u></p> <p>ク <u>効果的な広報の実施</u></p> <p>ケ <u>自動車事故を防止するための取組支援</u></p> <p>コ <u>交通マナーの向上</u></p> <p>サ <u>歩行者に対する保護意識及び横断歩道におけるルールの遵守意識の向上</u></p> <p>シ <u>その他の普及啓発活動の推進</u></p>
実施機関	警察本部(交通企画課)

〔計画の方針及び概要〕

イ 自転車の安全利用の推進

(ア) 自転車利用者に対するルールの周知

学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や、「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。

また、自転車の通行量の多い路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や地方公共団体の交通指導員、地域住民等と共同で街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

さらに、幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメットの着用の推進と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進についての周知を図る。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

(イ) 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、スタッフによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実に努める。

(ウ) 自転車の安全利用のための広報キャンペーンの実施

自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナーの向上を図るため、5月中に「自転車の安全利用のための広報キャンペーン」を実施する（新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず）。

ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の推進

後部座席を含む全ての座席でのシートベルト着用が義務付けられていることについて周知を図るとともに、着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開し、全ての座席でのシートベルト着用の促進を図る。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシート使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・認定こども園・保育所と連携した取付講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付方法等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。

特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを推進する。

オ 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、反射材大作戦の取組を推進する。

(ア) 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。

(イ) 関係機関・団体が連携した反射材普及促進キャンペーンを開催する。

(ウ) 各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

(エ) 企業や団体など多様な主体の取組を促進する仕組みを構築する。

(オ) 反射材の普及は全年齢を対象とし、衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材の取り込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間や酒気帯び運転に対する違反点数について周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。

また、飲酒した上で運転シミュレーターの操作を体験させたり、酒に酔った状態を疑似体験させたりするなどにより、飲酒が与える影響について理解を深めるための効果的な交通安全教育を推進する。

さらに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者等と連携し、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」の普及促進に協力するなどして、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図るほか、酒類提供飲食店等に対し、飲酒運転を防止するための取組を働き掛け、併せて、飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化とその利用促進を図る。

キ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグに関する内容が盛り込まれた麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等による啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

ク 効果的な広報の実施

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の上がる広報を行う。

(ア) 関係機関・団体等と連携して各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、県・県警察本部及び各警察署のホームページを活用するなど、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように効果的な広報活動を推進する。

(イ) 報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に時機を逸すことなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、市町村や関係機関・団体に対してもこれらの資料を積極的に提供し、交通安全活動の効果的な展開を促進する。

(ウ) このほか県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、交通事故分析に基づく事故類型別や年齢層別等の交通事故データの公表を実施し、その実態等についての周知を図る。

ケ 自動車事故を防止するための取組支援

安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の開催や受講の促進の観点から、安全運転推進事業の確実な実施を図る。

コ 交通マナーの向上

県民の交通マナーの向上を図るため、関係機関・団体と密接に連携した県民交通安全の日等における通勤・通学時間帯における街頭指導活動、県民の交通マナーに関する苦情をテーマとした交通安全教室の開催、各種広報媒体を活用した効果的な交通安全広報などを重点とする交通ルール遵守対策の推進を図る。

サ 歩行者に対する保護意識及び横断歩道におけるルールの遵守意識の向上

運転者に対し、子供・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の高揚を図るため、運転者教育や安全運転管理者による指導、広報啓発活動等により、歩行者の特性を理解させる効果的な交通安全教育等の実施に努める。

また、本来歩行者の保護が図られるべき横断歩道上においても、歩行者が被害者となる交通事故が発生していることから、これらの交通事故を防止するため、運転者に対して、横断歩道手前での減速義務と横断歩道において歩行者を優先する義務について強く周知するほか、歩行者に対しても、横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断の法令違反が多い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す指導啓発を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	ア 交通安全運動の推進 イ 自転車の安全利用の推進 ウ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 オ 反射材用品の普及促進 カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 キ 危険ドラッグ対策の推進 ク 効果的な広報の実施 ケ 自動車事故を防止するための取組支援 コ 交通マナーの向上 サ その他の普及啓発活動の推進
実施機関	県(構造政策課) 〔計画の方針及び概要〕
	サ その他の普及啓発活動の推進

農作業用車両による事故防止対策の推進

(ア) 農作業安全運動の推進

春と秋の年2回、農作業安全運動重点期間を設定し、期間中は、県、市町村、農業団体等が一体となり、ポスター、チラシ等による農家への事故防止の徹底を促す。

- ・春季 4月1日～5月31日 (61日間)
- ・秋季 8月15日～10月31日 (78日間)

(イ) 農作業安全指導

市町村や農協の職員、農業者等を対象に以下の研修等を実施し、農業機械の安全操作、道路走行上の注意等について指導を行い、農業機械による事故防止を推進する。

- ・農業機械整備研修 (対象：農業者及び農業関係者)
- ・農作業安全研修 (対象：農業者及び農業関係者)
- ・農業機械の個別安全指導 (対象：高齢農業者)

(ウ) 事故の原因調査

農作業事故の発生状況及び原因を分析し、事故防止の指導に役立てる。

(エ) 農作業安全講習会の開催

農作業事故の実態や安全点検の方法等についてパンフレット等を活用した「農作業安全講習会」を開催し、農作業の安全に関する知識及び技術の普及啓発を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	<u>ア 交通安全協会との連携</u> <u>イ 安全運転管理者協会との連携</u> <u>ウ 交通安全母の会との連携</u> エ 交通安全活動推進センターとの連携等 オ 地域交通安全活動推進委員その他ボランティア等との連携等 カ 交通関連事業者等との連携等
実施機関	県(県民生活文化課)

〔計画の方針及び概要〕

◆ 交通安全に関する啓発活動を実施している各団体の主体的な活動が促進されるよう、連携を強化していくほか、交通関連事業者の交通安全に向けた取組を促進する。

ア 交通安全協会との連携

(一財) 青森県交通安全協会が実施する歩行者・運転者、自転車利用者等に対する交通安全思想の普及活動のための各種大会をはじめ、機関誌・広報資料等の発行、その他交通安全活動が効果的に行われるよう連携する。

イ 安全運転管理者協会との連携

安全運転管理者が事業所において行う安全運転管理の徹底など、(一社)青森県安全運転管理者協会が実施している交通安全のための活動が主体的かつ効果的に行われるよう連携する。

ウ 交通安全母の会との連携

青森県交通安全母の会連合会による「交通安全は家庭から」の理念に基づく、子供と高齢者を交通事故から守るための諸活動が主体的かつ効果的に行われるよう連携する。

カ 交通関連事業者等との連携等

- (ア) 高速道路交通安全協議会の活動の活発化を促し、事業活動に際しての過積載、過労運転、速度超過等の防止を図る。
- (イ) 自転車の小売業者に対し、自転車点検整備の励行等を通じて、地域における自転車安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会をとらえて連携に努める。
- (ウ) 自動車運転代行業の健全育成に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	<u>ア 交通安全協会との連携</u> <u>イ 安全運転管理者協会との連携</u> <u>ウ 交通安全母の会との連携</u> <u>エ 交通安全活動推進センターとの連携等</u> <u>オ 地域交通安全活動推進委員その他ボランティア等との連携等</u> <u>カ 交通関連事業者等との連携等</u>
実施機関	警察本部(交通企画課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 交通安全指導者養成事業等に対する支援及び資料の提供活動を充実するなど主体的な活動を推進する。

ア 交通安全協会との連携

(一財) 青森県交通安全協会が実施する歩行者・運転者、自転車利用者等に対する交通安全思想の普及活動のための各種大会をはじめ、機関誌・広報資料等の発行、その他交通安全活動が効果的に行われるよう連携する。

イ 安全運転管理者協会との連携

安全運転管理者が事業所において行う安全運転管理の徹底など、(一社)青森県安全運転管理者協会が実施している交通安全のための活動が主体的かつ効果的に行われるよう連携する。

ウ 交通安全母の会との連携

青森県交通安全母の会連合会による「交通安全は家庭から」の理念に基づく、子供と高齢者を交通事故から守るための諸活動が主体的かつ効果的に行われるよう連携する。

エ 交通安全活動推進センターとの連携等

交通安全活動推進センターに対し、交通の安全に関する事項についての広報啓発活動、交通事故に関する相談、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること等、道路交通法第108条の31第2項に掲げる事業について、民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的に運営されるよう連携する。

オ 地域交通安全活動推進委員その他ボランティア等に対する連携等

地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として、適正な交通の方法及び交通事故防止について、住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育、駐車対策をはじめとする交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等を適正かつ効果的に実施するための指導を強化するとともに、地域交通安全活動推進委員協議会に対し、委員の活動に関して必要な情報を提供するなどその連携・支援に努める。

また、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している民間の交通指導員に対し、その活動が効果的に実施されるよう関係機関・団体等との連携を強化して連携・支援に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	<u>ア 交通安全協会との連携</u> <u>イ 安全運転管理者協会との連携</u>

	<p>ウ 交通安全母の会との連携 エ 交通安全活動推進センターとの連携等 オ 地域交通安全活動推進委員その他ボランティア等との連携等 カ 交通関連事業者等との連携等</p>
実施機関	警察本部(高速道路交通警察隊)

[計画の方針及び概要]

カ 交通関連事業者等に対する連携等

高速道路交通安全協議会の活動の活発化を促し、事業活動に際しての過積載、過労運転、速度超過等の防止を図るとともに、職業運転者が安全走行のペースカーの役割を果たすよう連携・育成する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	<p>ア <u>運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</u> イ <u>運転者に対する再教育等の充実</u> ウ <u>二輪車安全運転対策の推進</u> エ <u>高齢運転者対策の充実</u> オ <u>シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</u> カ <u>自動車安全運転センターの業務の充実</u> キ <u>自動車運転代行業の指導育成等</u> ク <u>危険な運転者の早期排除</u></p>
実施機関	警察本部(運転免許課)

[計画の方針及び概要]

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 指定自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなど、立入検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進するとともに、初心運転者による交通事故の発生状況及び本県の地域特性を勘案した実効ある初心運転者教育を推進する。

また、県民に対しては、教育水準に関する情報の提供を促進する。

(イ) 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習）を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習体制の整備を図るとともに、運転免許取得者教育の充実・強化を図る。

イ 運転者に対する再教育等の充実

(ア) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している指定自動車教習所に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度を活用するほか、地域の交通安全教育センターとしての指定自動車教習所の機能を充実強化する。

(イ) 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、講習指導員の資質の向上と適正人數の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

また、教本の冊数の削減等を内容とする教材の見直しに伴い、新教材を用いた講習の円滑な運用に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度を活用した教育を推進するほか、青森県二輪車安全運転推進委員会及び青森県二輪車安全普及協会と協力し、自動二輪免許を取得しようとする者や免許取得者に対する安全教育を推進する。

エ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

75歳以上の高齢運転者に係る臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の迅速適正な実施及び免許更新時における認知機能検査の適切な運用を図るとともに、同検査等に係る問合せ、相談等の対応に当たっては、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

また、高齢者講習を実施する指定自動車教習所に対しては、認知機能検査の結果に基づくきめ細かな教育が実施されるよう指導するとともに、いわゆるチャレンジ講習や特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）の適切な運用を図る。

(イ) 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められた場合には、臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなるが、高齢者が迷うことなく医療機関を受診できるよう丁寧な説明を行うとともに、県医師会などを通じ医療機関との連携をさらに強化する。

また、運転適性相談、各種警察活動、自動車教習所からの特異者通報等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を実施し、運転免許継続の可否判断を行う。

(ウ) 運転免許の申請取消し制度等の一層の周知

申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書の本人確認に資する規定の整備について積極的な広報に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、運転免許を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が運転免許を返納しやすい環境整備を図る。

(エ) 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を着用した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努める。

ク 危険な運転者の早期排除

(ア) 危険運転者の排除

運転免許試験及び運転免許証更新時の適性検査等を通じ、自動車等の安全な運転に支障があると認められる者を把握し、適切な対応を図る。

また、暴走族や麻薬・覚せい剤等使用運転者はもちろん、その他県民に危険や迷惑を及ぼす悪質違反行為者に対しては、迅速・的確な行政処分を行い、危険運転者の早期排除に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	<p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>イ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ウ 二輪車安全運転対策の推進</p> <p>エ 高齢運転者対策の充実</p> <p>オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</p> <p>カ 自動車安全運転センターの業務の充実</p> <p>キ 自動車運転代行業の指導育成等</p> <p>ク 危険な運転者の早期排除</p>
実施機関	警察本部(交通企画課)

〔計画の方針及び概要〕

- オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底**
シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用効果に関する広報を推進する。
- カ 自動車安全運転センターの業務の充実**
自動車安全運転センターの行う通知業務、運転経歴証明業務等の積極的な推進を指導し、同センターによる運転者対策の充実を図る。
また、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した、高度な運転技能と知識を必要とする者、安全運転指導者等に対する体験的な交通安全教育の充実を図る。
- キ 自動車運転代行業者の指導育成等**
自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。
- ク 危険な運転者の早期排除**
(イ) 優良運転者表彰制度の活用
運転者に自覚と責任ある行動を促し、交通安全意識を高めるため、優良運転者の表彰制度を活用し、優良運転者層の拡大を図り、交通事故の防止に寄与する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進 エ 高齢運転者対策の充実 <u>オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</u> <u>カ 自動車安全運転センターの業務の充実</u> <u>キ 自動車運転代行業者の指導育成等</u> <u>ク 危険な運転者の早期排除</u>
実施機関	県（県民生活文化課）

〔計画の方針及び概要〕

- オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底**
シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用効果に関する広報を推進する。

- キ 自動車運転代行業者の指導育成等**
自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(2) 運転免許制度の改善
細目	<u>ア 適正な運転免許行政の推進</u> <u>イ きめ細かな運転者施策の効果的活用</u>
実施機関	警察本部（運転免許課）

〔計画の方針及び概要〕

ア 適正な運転免許行政の推進

(ア) 一定の病気等に係る運転者対策

免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務、医師による一定の病気等に関する任意の届出、交通事故の状況から判断して一定の病気にかかっている疑いがあると認められる場合等における免許の効力暫定停止等、運転免許制度の適正な運用に努める。

(イ) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持

学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の向上を図る。

さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。

(ウ) 危険運転者の排除と改善

危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、ひき逃げ事案や一定の違反により死亡事故を起こした者等に対する運転免許の効力の仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。あわせて、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の的確な実施に努める。

また、違反行為をした危険運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容の充実を図る。

特に、取消処分者講習については、指定講習機関制度の適正な運用により、受講者の増加に適切に対応するとともに、講習水準の維持向上に努める。

(エ) 常習飲酒運転者対策

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実を図るとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした飲酒取消講習を効果的に推進する。

(オ) 国際化に対応した運転免許事務の推進

外国等の運転免許を受けている者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車の運転に支障がないことの確認を適正に行うとともに、偽造免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

(カ) 高齢者講習

高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。

イ きめ細かな運転者施策の効果的活用

(ア) 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により安全運転意識の醸成を図る。

また、運転適性検査等の業務が適正に行われるよう検査指導者の体制の充実に努める。

(イ) 障害者等に対する運転適性相談活動等の充実

障害者及び一定の症状を呈する病気にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門知識・技能の向上を図り、障害者及び一定の症状を呈する病気にかかっている者に対する運転適性相談活動等のより一層の充実に努める。

また、運転免許センターにおける障害者の利便のため、身体障害者用の改造を行った持ち込み車両等による技能試験を実施するとともに、聴覚障害者が運転できる車種の拡大に伴い、手話通訳ができる職員の養成、手話通訳・字幕入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

さらに、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(3) 安全運転管理の推進
細目	<p>ア 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等</p> <p>イ 使用者等への責任追及の徹底</p> <p>ウ 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施</p>
実施機関	東北運輸局

〔計画の方針及び概要〕

イ 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、無免許運転、過労運転等の下命・容認事案に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(3) 安全運転管理の推進
細目	<p>ア 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等</p> <p>イ 使用者等への責任追及の徹底</p> <p>ウ 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施</p>
実施機関	警察本部(交通企画課)

〔計画の方針及び概要〕

ア 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、道路交通法に定められた安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等にかかる指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、随時、県公安委員会に対する報告又は資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図るとともに、安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理者業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう事業所に対する指導を強化する。

イ 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、無免許運転、過労運転等の下命・容認事案に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

ウ 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、部外講師の委嘱、視聴覚教養の活用など、より効果的な方法による講習の実施を促進する。

さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言を努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(3) 安全運転管理の推進
細目	ア 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等 イ 使用者等への責任追及の徹底 ウ 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施
実施機関	警察本部(交通指導課)

[計画の方針及び概要]

イ 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、無免許運転、過労運転等の下命・容認事案に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ウ 飲酒運転の根絶 エ I C T・新技術を活用した安全対策の推進 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進 ク 推進事項
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

- ◆ 平成21年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2009」に代わる新たなプランとして、「事業用自動車総合安全プラン2020」を平成29年6月に策定し、令和2年までの事業用自動車の事故による死者数を235人以下、事故件数を23,100件以下とする新たな事故削減目標の設定を行った。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。

ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、令和3年度までに全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認することとしており、また、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていく。

さらに、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年表彰を行っている。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図る。

イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施する。特に貸切バス事業者については、軽井沢スキーバス事故を受けて新たに講じられた

再発防止対策等を踏まえ、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査・処分等の実効性向上を図る。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化した「事業用自動車総合安全情報システム」を利用し、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等に対する効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

ウ 飲酒運転の根絶

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

エ I C T・新技術を活用した安全対策の推進

自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で推奨している睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査について、自動車運送事業における実態把握等を行い、その普及を図るための方策を検討する。

ク 推進事項

(ア) 軽井沢スキーバス事故を受けた対策

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月に取りまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施する。

(イ) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。

(ウ) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進

公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようになるとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るために、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。

(エ) 荷主勧告制度の運用の充実

貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無

理な運行依頼が問題となっている。平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始した。本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の早期改善及び取引環境の改善を図る。

また、貨物自動車運送事業法の一部改正により、荷主対策を強化する規定が新設されるなど、令和元年7月から荷主対策の深度化が図られた。

本規定に基づき、荷主対策を一層強力に推進し、荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を促進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(5) 交通労働災害の防止等
細目	<u>ア 交通労働災害の防止</u> <u>イ 自動車運転者の労働条件の適正化等</u>
実施機関	青森労働局

[計画の方針及び概要]

ア 交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年6月1日改正）」に基づき、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進を指導する。

イ 自動車運転者の労働条件の適正化等

(ア) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導等の実施

自動車運転者の労働時間等の改善を図り、もって交通事故防止に資するため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号・最終改正平成12年12月25日労働省告示第120号）」の徹底のための監督指導等を実施する。

また、必要に応じ地方運輸機関との合同による監督・監査を実施する。

(イ) 関係機関との連携

地方運輸機関との「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び警察機関との「自動車運転者の過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、引き続き青森運輸支局、青森県警察本部等の関係機関との連携の強化を図る。

(ウ) 労働災害防止団体との連携等

陸上貨物運送事業においては、陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部との連携を強化するとともに、適正な労働時間等の管理及び走行管理の徹底を図る。

(エ) 自主的な労務管理の促進のための指導

自動車運転者の労働条件の改善を図るためにには、関係業界及び各事業場における自主的な改善意欲の醸成を図ることが肝要であるため、労働時間管理適正化指導員の活用等により自主的な労務管理の改善を促進するための指導をする。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関連する情報の充実
細目	<u>ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等</u> <u>イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策</u> <u>ウ 気象情報等の充実</u>
実施機関	県(消防保安課)

[計画の方針及び概要]

ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守等について、危険物運送事業者の指導を強化する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ <u>国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策</u> ウ 気象情報等の充実
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、コンテナ貨物の重量や積付けに関する情報を運転者まで伝達することや、過積載・偏荷重等の不適切状態にあるコンテナを発見及び是正する措置について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」の周知徹底を図るため、関係者が対策の議論・検討を行う連絡会議の活動を促進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 <u>ウ 気象情報等の充実</u>
実施機関	青森地方気象台

[計画の方針及び概要]

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、関係機関・道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴの活用等に留意し、主に次のことを行う。

(ア) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。

(イ) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

a 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

b 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

c 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

仙台管区気象台地域火山監視・警報センターによる、火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

(ウ) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、これらの機関を通じあるいは青森地方気象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

a 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても青森地方気象台ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

気象特別警報・警報・予報及び情報の伝達系統図は後掲のとおりである。

b 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

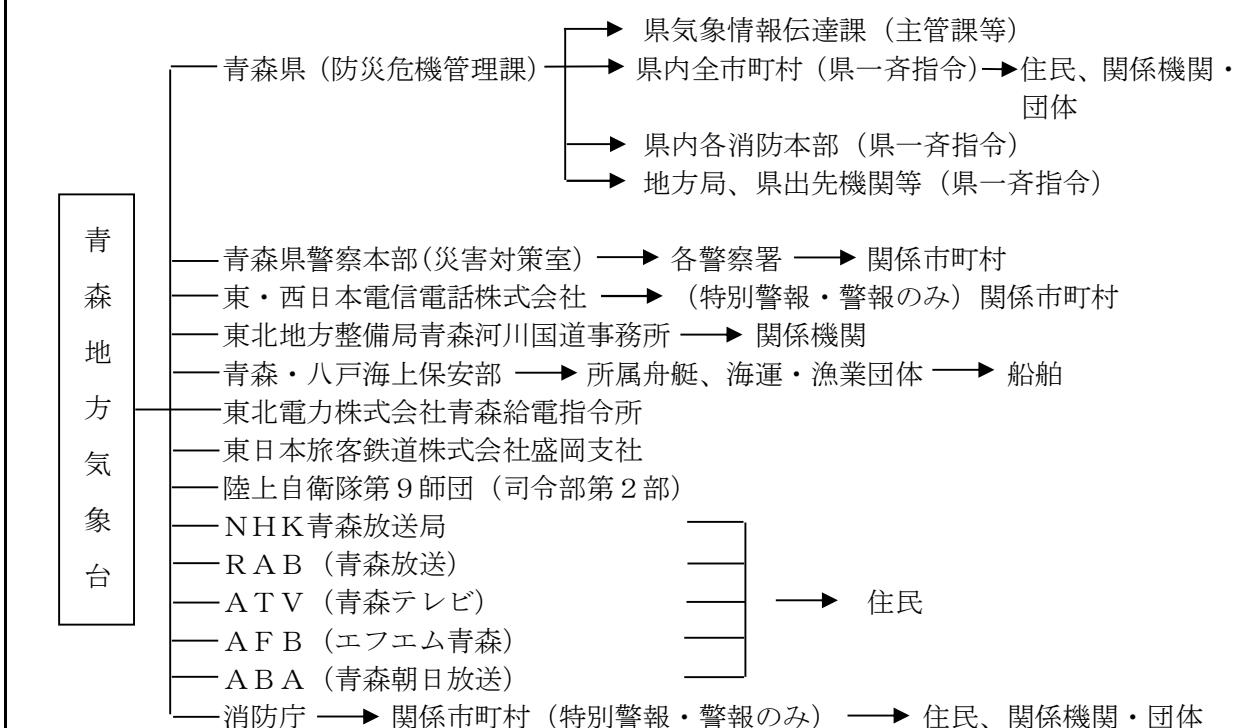
c 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(エ) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催する。

○ 気象特別警報・警報・注意報及び情報の伝達系統図



章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実
実施機関	県(林政課)
〔計画の方針及び概要〕	
ウ 気象情報等の充実 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、関係機関・道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を活用して事故の防止・軽減に努める。また、これらの	

情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 <u>ウ 気象情報等の充実</u>
実施機関	県(農村整備課)

[計画の方針及び概要]

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、関係機関・道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を活用して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 <u>ウ 気象情報等の充実</u>
実施機関	県(道路課)

[計画の方針及び概要]

ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について的確な実況監視を行い、関係機関・道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を活用して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報共有やICTの活用等に留意する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	3 安全運転の確保
項目	(6) 道路交通に関する情報の充実
細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 國際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 <u>ウ 気象情報等の充実</u>
実施機関	県(防災危機管理課)

[計画の方針及び概要]

ウ 気象情報等の充実

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	4 車両の安全性の確保
項目	(1) 自動車アセスメント情報の提供等
細目	
実施機関	東北運輸局
〔計画の方針及び概要〕	
<p>◆ 自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。これまで衝突安全性能と予防安全性能の評価を別々に行っていたが、それらを統合した評価とし、安全性の高い自動車の情報を自動車ユーザーによりわかりやすく伝えていく。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	4 車両の安全性の確保
項目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実
細目	<u>ア 自動車の検査の充実</u> <u>イ 型式指定制度の充実</u> <u>ウ 自動車点検整備の充実</u>
実施機関	東北運輸局

〔計画の方針及び概要〕

ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、平成31年3月にとりまとめられた「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、新たに電子的な検査を導入するための体制整備を進める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進していく。

イ 型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生及び不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施する。

ウ 自動車点検整備の充実

(ア) 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和2年9月及び10月を強化月間として、「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに令和2年度から車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和2年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的実施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

(ウ) 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和元年5月の道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）において、分解整備の範囲を、取り外して行う自動車の整備又は改造から装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、令和2年度から施行される。

当該特定整備制度を広く周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	4 車両の安全性の確保
項目	(3) リコール制度の充実・強化
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

◆ 自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	4 車両の安全性の確保
項目	(4) 自転車の安全性の確保
細目	
実施機関	県(県民生活文化課)

[計画の方針及び概要]

◆ 自転車利用者の交通ルール無視や交通マナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為、違法駐輪が社会問題となっていることから、自転車利用者の安全意識の高揚を図る。

- 「自転車安全利用五則」の遵守と交通マナーの向上
- 自転車安全教育等の充実と促進
- 自転車の整備点検の励行と損害賠償責任保険等への加入促進

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細目	ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等

	イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
実施機関	警察本部(交通指導課)
〔計画の方針及び概要〕	
ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	
(ア) 街頭活動の強化	
<p>交通事故の多発する路線及び交差点、通学路において白バイ及び交通パトカーによる警ら活動や交通検問その他指導取締りを強化して、交通事故防止を図る。</p> <p>また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、自転車の正しい乗り方や点検整備についての指導等歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。</p> <p>特に、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。</p>	
(イ) 交通指導取締りの重点的推進	
<p>地域の交通実態を踏まえ、事故多発路線、交差点等における重大事故の防止を図るため、無免許運転、飲酒運転、速度違反、交差点関連違反等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の高い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p> <p>また、運転中の携帯電話の使用等違反、交通事故の被害軽減に効果があるシートベルト装着義務違反の取締りを継続する。</p>	
(ウ) 背後責任の追及と根源的対策の推進	
<p>無免許・飲酒・過労運転、過積載・速度超過等の違反については、各種関係法令に基づいて使用者等に対する責任追及、使用者に対する使用制限命令を的確に推進する。</p> <p>また、所要事項を関係機関等に通知して再発防止を図るものとする。</p>	
イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等	
(ア) 交通指導取締りの推進	
<p>高速自動車国道等における交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。</p> <p>また、東日本高速道路株式会社等と連携し、道路整備特別措置法に規定された車両の通行方法違反に対する適正な取締り等を推進する。</p>	
(イ) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進	
<p>a 大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、その通行実態を把握した上で、飲酒運転、速度超過、過積載運転、通行帯違反等の指導取締りの強化、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底等、各種関係法令の積極的な運用に努める。</p> <p>b 危険物運搬車両の事故防止に係る関係省庁等との申合せ（平成9年12月12日）に基づき、道路交通法違反及び危険物規制関係法令違反の取締りを強化する。</p> <p>c ETC装着車両によるETCバー衝突事故防止の啓蒙を図る。</p>	
(ウ) 自動二輪車の事故防止対策の推進	
<p>インターチェンジ入口等における自動二輪車二人乗り通行禁止規定に違反する運転者に対する指導取締りを積極的に推進するとともに、危険防止のための措置を的確に講じる。</p> <p>また、東日本高速道路株式会社等と連携した交通安全施設の整備、広報啓発活動等自動二輪車に対する安全対策を推進する。</p>	
(エ) シートベルト対策と逆走防止対策の推進	
<p>シートベルト対策については、高速道路関係団体に対する指導、サービスエリア等における交通指導所の開設やインターチェンジ入口等における指導取締りの強化を図る。</p> <p>特に、後部座席シートベルトについては、事故の被害軽減効果に鑑み、着用効果等についての広報啓発を強化するとともに、着用の促進に向けた指導取締りの強化を図る。</p> <p>また、高齢者等による逆走交通事故が多発していることから、東日本高速道路株式会社等と連携して道路標識等の改良等による逆走防止対策を推進する。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細目	ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
実施機関	警察本部(高速道路交通警察隊)

[計画の方針及び概要]

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

(ア) 交通指導取締りの推進

高速自動車国道等における交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

また、東日本高速道路株式会社等と連携し、改正道路整備特別措置法に規定された車両の通行方法違反に対する適正な取締り等を推進する。

(イ) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

a 大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、その通行実態を把握した上で、飲酒運転、速度超過、過積載運転、通行帯違反等の指導取締りの強化、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底等、各種関係法令の積極的な運用に努める。

b 危険物運搬車両の事故防止に係る関係省庁等との申合せ（平成9年12月12日）に基づき、道路交通法違反及び危険物規制関係法令違反の取締りを強化する。

c ETC装着車両によるETCバー衝突事故防止の啓蒙を図る。

(ウ) 自動二輪車の事故防止対策の推進

インターチェンジ入口等における自動二輪車二人乗り通行禁止規定に違反する運転者に対する指導取締りを積極的に推進するとともに、危険防止のための措置を的確に講じる。

また、東日本高速道路株式会社等と連携した交通安全施設の整備、広報啓発活動等自動二輪車に対する安全対策を推進する。

(エ) シートベルト対策と逆走防止対策の推進

シートベルト対策については、高速道路関係団体に対する指導、サービスエリア等における交通指導所の開設やインターチェンジ入口等における指導取締りの強化を図る。

特に、後部座席シートベルトについては、事故の被害軽減効果に鑑み、着用効果等についての広報啓発を強化するとともに、着用の促進に向けた指導取締りの強化を図る。

また、高齢者等による逆走交通事故が多発していることから、東日本高速道路株式会社等と連携して道路標識等の改良等による逆走防止対策を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細目	ア 一般道における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
実施機関	東日本高速道路(株)東北支社

[計画の方針及び概要]

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

(ア) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

ETC装着車両によるETCバー衝突事故防止の啓蒙を図る。

(イ) シートベルト対策と逆走防止対策の推進

シートベルト対策については、高速道路関係団体に対する指導、サービスエリア等における交通指導所の開設やインターチェンジ入口等における指導取締りの強化を図る。

特に、後部座席シートベルトについては、事故の被害軽減効果に鑑み、着用効果等につ

いての広報啓発を強化とともに、一定の広報啓発期間を経た後、着用の促進に向けた指導取締りの強化を図る。

また、高齢者等による逆走交通事故が多発していることから、高速道路交通警察隊等と連携して道路標識等の改良等による逆走防止対策を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細目	<u>ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底</u> <u>イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等</u> <u>ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</u>
実施機関	警察本部(交通指導課)

[計画の方針及び概要]

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

飲酒及び著しい速度超過等、悪質違反を伴う交通事故について、初期段階から組織的な捜査を行い、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査を徹底する。

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等

ひき逃げ事件や被害者が死亡等のため、事情聴取ができない事故や当事者間の言い分が食い違っている事故については、初動の段階から組織的な捜査を行うとともに、交通鑑識資機材の効果的な活用を図り、被疑者の検挙を強化する。

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故捜査を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(3) 暴走族等対策等の推進
細目	<u>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</u> <u>イ 暴走行為阻止のための環境整備</u> <u>ウ 暴走族に対する指導取締りの推進</u> <u>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止</u> <u>オ 車両の不正改造の防止</u>
実施機関	教育委員会(スポーツ健康課)

[計画の方針及び概要]

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族への人的供給を遮断するため、中学校及び高等学校の交通安全教室等において、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(3) 暴走族等対策等の推進
細目	<u>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</u> <u>イ 暴走行為阻止のための環境整備</u> <u>ウ 暴走族に対する指導取締りの推進</u> <u>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止</u> <u>オ 車両の不正改造の防止</u>
実施機関	県(青少年・男女共同参画課)

[計画の方針及び概要]

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

青少年非行防止の取組の中で、暴走行為及び暴走族加入阻止ならびに暴走族追放機運の高揚を図るよう、啓発活動に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(3) 暴走族等対策等の推進
細目	<u>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</u> <u>イ 暴走行為阻止のための環境整備</u> <u>ウ 暴走族に対する指導取締りの推進</u> <u>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止</u> <u>オ 車両の不正改造の防止</u>
実施機関	警察本部(交通指導課)

[計画の方針及び概要]

ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

(ア) 暴走族追放気運の高揚

県民に対して、「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図るとともに、地域における暴走族追放気運を一層盛り上げるため、「暴走族根絶条例」の効果的な運用を図る。

また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、時宜を得た素材を提供するとともに、インターネットを活用した広報活動等を通じて、暴走族追放気運の高揚を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

(イ) 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学校及び高等学校の交通安全教室等において、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

イ 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族及び少年非行防止関係の関係機関・団体等との連携により、暴走族の新規結成・加入の阻止等を図る。

また、各種の交通規制とともに、一定間隔での薄層舗装の設置等道路構造面から暴走しにくい道路環境への改善、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、自動車等の不法改造の防止を推進する。

ウ 暴走族に対する指導取締りの推進

(ア) 現場検挙等による暴走行為の封圧

暴走族事案に対して、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の導入及び効果的活用を図り、共同危険行為等の禁止規定を始め、あらゆる法令を適用して、検挙を強化する。

(イ) 不法改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反に対する取締りを強化するとともに、道路運送車両法の不法改造等の禁止直罰規定を適用し、車両の不法改造を行った者に対する責任の追及に努める。

なお、車両の不法改造事案については、整備通告の確実な実施とともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。

また、再犯防止の徹底のため、犯罪を組成した車両についての押収の強化及び没収の措置の適用を促進する。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

あらゆる活動を通じた暴走族に関する情報の収集による実態把握とともに、把握した暴走族についての組織的な個別指導・補導の実施による暴走族グループの解体、暴走族からの離脱及び再組織化の防止を図る。

なお、暴走族少年による事件の捜査に当たっては、少年の適正な処遇のため、個々の犯罪事實を究明することはもとより、組織の実態やそれぞれの非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにするなど要保護性、ぐ犯性等に関する調査の徹底を図るとともに、交通道徳の涵養、家庭・交友関係の調整等再犯防止に重点を置いた指導、教養を実施する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	5 道路交通秩序の維持
項目	(3) 暴走族等対策等の推進
細目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 <u>オ 車両の不正改造の防止</u>
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しなくなる部品等が不正な改造に使用されることがないよう、令和2年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	<u>ア 救助体制の整備・充実</u> <u>イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</u> <u>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</u> <u>エ 救急救命士の養成・配置等の推進</u> <u>オ 救助・救急用資機材の整備の推進</u> <u>カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進</u> <u>キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</u> <u>ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</u> <u>ケ 現場急行支援システムの整備</u> <u>コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備</u>
実施機関	県(消防保安課)

[計画の方針及び概要]

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、消防機関の救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、関係機関の連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（DMA T）の連携による

救助・救急体制の充実を図る。

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

- (ア) 現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関による講習会の開催等の普及啓発活動を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を推進する。
- (イ) 応急手当指導者の養成を行うほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。

エ 救急救命士の養成・配置等の推進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助用資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防機関が行う救急活動を支援するため、ドクターヘリとの相互補完体制により、多数の負傷者が発生した事故等の救急業務における防災ヘリコプターの活用を推進する。

キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事案に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

関係消防機関と東日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備及び従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	<p>ア 救助体制の整備・充実</p> <p>イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>エ 救急救命士の養成・配置等の推進</p> <p>オ 救助・救急用資機材の整備の推進</p> <p>カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>ケ 現場急行支援システムの整備</p> <p>コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備</p>
実施機関	県(医療薬務課) 〔計画の方針及び概要〕

イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関の連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（D M A T）の連携による救助・救急体制の充実を図る。

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、バイスタンダー（現場に居合わせた人）により、負傷者に対する迅速、適切な応急手当が一般に行われるようとする必要があることから、一般財団法人日本救急医療財団がホームページで公開しているA E Dマップを活用し、県民へA E D設置場所などの周知を図る。

また、救急の日・救急医療週間等の機会を通じて、応急手当の広報啓発活動を推進する。

エ 救急救命士の養成・配置等の推進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	ア 救助体制の整備・充実 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 <u>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</u> エ 救急救命士の養成・配置等の推進 オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 救急隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備
実施機関	県教育委員会(スポーツ健康課)
〔計画の方針及び概要〕	
ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 学校において、教職員対象の心肺蘇生法（A E Dの取扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法の応急手当（A E Dを含む）について指導の充実を図る。	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	ア 救助体制の整備・充実 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 <u>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</u> エ 救急救命士の養成・配置等の推進 オ 救助・救急用資機材の整備の推進

	<p>力 防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>ケ 現場急行支援システムの整備</p> <p>コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備</p>
実施機関	警察本部(運転免許課)
〔計画の方針及び概要〕	
<p>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 各試験場、警察署及び自動車教習所における各講習等において、各種教材の積極的な活用による応急救護処置に関する知識の普及に努める。</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	<p>ア 救助体制の整備・充実</p> <p>イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>エ 救急救命士の養成・配置等の推進</p> <p>オ 救助・救急用資機材の整備の推進</p> <p>カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>ケ 現場急行支援システムの整備</p> <p>コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備</p>
実施機関	警察本部(交通規制課)

〔計画の方針及び概要〕

ケ 現場急行支援システムの整備

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（F A S T）の拡充による整備を図る。

コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場出場を可能にする緊急通報システム（*H E L P）の普及を図る。

* H E L P : Help System for Emergency Lifesaving and Public safety

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	<p>ア 救助体制の整備・充実</p> <p>イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p>ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>エ 救急救命士の養成・配置等の推進</p> <p>オ 救助・救急用資機材の整備の推進</p> <p>カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p>

	<p>キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備</p> <p>ケ 現場急行支援システムの整備</p> <p>コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備</p>
実施機関	東日本高速道路株東北支社

[計画の方針及び概要]

ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
関係消防機関と東日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備及び従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

コ 緊急通報システムの整備・事故自動通報システムの整備
交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場出場を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(2) 救急医療体制の整備
細目	<p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等</p>
実施機関	県(医療薬務課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 交通事故等による救急患者の円滑な医療体制の確保を図るため、組織的、体系的な救急医療体制の整備を推進する。

ア 救急医療機関等の整備

(ア) 救急病院及び救急診療所の指定

事故その他の理由による傷病者に対する適正な医療を確保するため、「救急病院等を定める省令」に基づき、救急病院、救急診療所として病院47箇所、診療所2箇所をそれぞれ認定・告示しており、今後、救急医療施設における救急医療体制の一層の充実を図る。

(イ) 県及び市町村の救急医療体制の整備の推進

休日・夜間における救急患者の医療の確保を図るため、青森県保健医療計画に基づき、県・市町村等において次のとおり救急医療体制の整備を推進する。

a 第一次救急医療体制の整備

(a) 休日・夜間急患センターの整備

休日・夜間の救急患者の医療を確保するため、青森市に急病センター、弘前市に急患診療所、八戸市に休日夜間急病診療所が設置され、診療が行われている。

(b) 在宅当番医制の普及定着

休日・夜間急患センターと同じく、休日・夜間の救急患者の医療を確保するため、現在、市の委託により青森市医師会など7医師会において実施している。

b 第二次救急医療体制の整備

休日・夜間に入院又は手術を要する重症救急患者の医療の確保を図るため、一定地域内（二次保健医療圏）の複数の病院が輪番で第二次救急医療体制を確保する方式（病院群輪番制方式）が青森地域（青森市民病院外3病院）、津軽地域（国立病院機構弘前病院外4病院）、八戸地域（八戸市立市民病院外4病院）、西北五地域（つがる総合病院）、上十三地域（十和田市立中央病院外2病院）、下北地域（むつ総合病院）において実施されている。

c 第三次救急医療体制の整備

第一次救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方体制として、重篤な救急患者の医

療を確保するため、青森県立中央病院及び八戸市立市民病院に救命救急センターが併設されており、平成22年7月からは、弘前大学医学部附属病院で高度救命救急センターの運用を開始した。また、ドクターヘリについても、平成21年3月から運航を行っており、平成24年10月1日からは2機体制で運用している。

d 救急医療情報システムの整備運営

救急医療活動の円滑な推進と医療資源の効率的な活用を図るため、青森県内の医療機関情報、休日夜間急患センター及び休日夜間当番医情報並びに医療機関の応需状況等の情報を管理し、ホームページを通じて情報提供を行う救急医療情報システムを運営しており、県内全域でこのシステムが活用されている。

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師を養成していくために、医師の卒前教育・臨床研修において、救急医療に関する教育研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対して、救急患者の救命率をより向上させるために必要な呼吸・循環管理等の研修の拡充等により資質の向上を図る。

看護師についても、救急時に的確に医師等と連携して対応できるよう養成課程における救急医療実習を充実するとともに、養成課程修了後も救急医療研修を実施することにより、救急医療を担当する看護師の養成を図る。

また、病院前救護においては、救急救命士が重要な役割を担っているが、これまで救急救命士による実施が認められていなかった救急救命処置の一部が一定の条件を満たした救急救命士であれば実施が可能とされるようになってきている。実施のためには、定められた実習を病院で行うことが必要であるため、その実習を県内の主要な病院で実施できる体制を整え、病院前救護の充実を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
細目	
実施機関	県(医療薬務課)

〔計画の方針及び概要〕

- ◆ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、関係機関の緊密な連携・協力関係の確保を推進する。
医師、看護師が同乗し救急現場等に向かい、医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができるドクターヘリの運航について、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら、より効果的な救急体制の整備を促進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
細目	
実施機関	県(消防保安課)

〔計画の方針及び概要〕

- ◆ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、関係機関の緊密な連携・協力関係の確保を推進する。
また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム(ホットライン)等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら、効果的な救急体制の整備を促進する。
さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害医療チーム(DMAT)との連携を推進する。
なお、これらは道路交通に限らず、すべての交通分野における大規模な事故についても同様である。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
細目	<u>ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進</u> <u>イ 無保険（無共済）車両対策の徹底</u>
実施機関	東北運輸局

〔計画の方針及び概要〕

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図る。

イ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
細目	<u>ア 交通事故相談活動の推進</u> <u>イ 損害賠償請求の援助活動等の強化</u>
実施機関	県(県民生活文化課)

〔計画の方針及び概要〕

ア 交通事故相談活動の推進

交通事故の被害者等に対し、損害賠償問題等について適切な助言を行うため、県交通事故相談所の相談活動の充実を図るとともに、県、市町村相談窓口のネットワーク化を通して相談活動の効果を高める。

相談者から要望があった場合は、移動相談を実施する。

(ア) 広報活動

県、市町村及び民間団体の広報媒体を活用した広報活動を強化し、交通事故相談所の利用の促進を図る。

(イ) 市町村に対する支援

市町村が設置する総合相談窓口等で交通事故の初期相談に応じられるよう支援する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
細目	<u>ア 交通事故相談活動の推進</u> <u>イ 損害賠償請求の援助活動等の強化</u>
実施機関	警察本部(交通企画課)

〔計画の方針及び概要〕

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

(ア) 被害者連絡制度の周知徹底・活用

死亡等の交通事故事件、ひき逃げ事件、危険運転致死傷適用事件等の被害者及びその遺族に対しては、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配意した適切か

つ確実な被害者連絡の実施等に努める。

(イ) 適切な交通事故相談活動の実施等

「被害者の手引」の作成・配布等により、刑事手続きの概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続きの概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。

また、危険運転致死傷適用事件については、改正犯罪被害給付制度の趣旨を踏まえ、適正な被害者支援を実施する。

さらに、被害者及びその遺族が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
細目	ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化
実施機関	警察本部(交通指導課)

[計画の方針及び概要]

イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

(ア) 被害者連絡制度の周知徹底・活用

死亡等の交通事故事件、ひき逃げ事件、危険運転致死傷適用事件等の被害者及びその遺族に対しては、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配意した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。

(イ) 適切な交通事故相談活動の実施等

「被害者の手引」の作成・配布等により、刑事手続きの概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続きの概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。

また、危険運転致死傷適用事件については、改正犯罪被害給付制度の趣旨を踏まえ、適正な被害者支援を実施する。

さらに、被害者及びその遺族が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ウ 公共交通事故被害者への支援
実施機関	県教育委員会(学校施設課)

[計画の方針及び概要]

ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

県立高等学校に在学する交通遺児等の修学を援助するため、高等学校等就学支援金制度の対象となる生徒には就学支援金を支給する。また、授業料の徴収対象となる生徒には減免措置を行う。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細目	<p>ア <u>自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</u></p> <p>イ <u>交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進</u></p> <p>ウ <u>公共交通事故被害者への支援</u></p>
実施機関	警察本部(交通企画課)

〔計画の方針及び概要〕

ア **自動車事故被害者等に対する援助措置の充実**
 交通遺児に対しては、交通遺児育英会が行う事業、市町村が実施している遺児等援護対策事業及び交通安全母の会が実践している援助事業を通じ、その健全育成と福祉の増進を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細目	<p>ア <u>自動車事故被害者等に対する援助措置の充実</u></p> <p>イ <u>交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進</u></p> <p>ウ <u>公共交通事故被害者への支援</u></p>
実施機関	警察本部(交通指導課)

〔計画の方針及び概要〕

イ **交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進**

(ア) **被害者連絡制度の周知徹底・活用**
 死亡等の交通事故事件、ひき逃げ事件、危険運転致死傷適用事件等の被害者及びその遺族に対しては、捜査状況等の連絡を行うほか、被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故事件の被害者等の心情に配意した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。
 また、交通事故被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問い合わせがあった場合に適切に対応するなど、交通事故被害者等の心情にも配意した行政処分制度の運用を図る。

(イ) **交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進**
 違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたDVDや手記等を活用するなど、被害者等の声を反映した講習の実施に努める。
 また、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子、パンフレットやDVD等を活用して、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

(ウ) **関係機関等との連携の強化**
 (公社) あおもり被害者支援センターの有効活用に向けた環境構築に努めるとともに、関係行政機関・団体等との連携を強化して、被害者支援の推進を図る。

ウ **公共交通事故被害者への支援**

(ア) **事故発生直後の対応**
 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。
 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

(イ) **中長期的対応**
 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、

被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他の事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 <u>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進</u> ウ 公共交通事故被害者への支援
実施機関	警察本部(運転免許課)

[計画の方針及び概要]

イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたDVDや手記等を活用するなど、被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子、パンフレットやDVD等を活用して、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 <u>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進</u> ウ 公共交通事故被害者への支援
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

ウ 公共交通事故被害者への支援

(ア) 平時における取組

a 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

b 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

(イ) 事故発生時の取組

a 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

b 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	8 研究開発及び調査研究の充実
項目	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進
細目	<u>ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進</u> イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 ウ 安全運転の確保に関する研究の推進 エ 車両の安全に関する研究の推進 オ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 カ その他の研究の推進
実施機関	警察本部（交通規制課）

[計画の方針及び概要]

ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

(ア) 安全運転の支援

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、道路上の車両感知器、各種センサーにより、道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を推進するとともに自動車単体ではできない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産・官・学が連携し研究開発等を行う。

(イ) 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、次の研究開発を行う。

- a 交差点での効率的な信号制御方式導入についての研究開発
- b 交通流の分散等を目的として、車載装置等への交通情報を提供するシステムの研究開発
- c ARTの実用化等を見据えた公共車両優先信号制御の効果的な運用に向けた研究開発
- d 車両の動態把握等による業務車両等の効率的運用を支援する手法の研究開発
- e 交通公害の低減を目指す交通流・量のための情報提供や信号制御手法の研究開発
- f 将来の交通状況等の予測と最適経路の計算等による最適な運転の支援技術の研究開発
- g 自動車走行（プローブ）情報を交通情報提供、信号制御、安全運転を支援するための情報提供等に活用するための手法の研究開発

(ウ) 公共交通の支援

公共交通機関の利便性・快適性の向上や交通の円滑化を図るため、公共交通機関の運行状況を把握し、事業者及びその利用者に情報を提供するシステム、公共交通機関の円滑な運行を確保するシステム等の研究開発を推進する。

(エ) 商用車の効率化

輸送効率の飛躍的な向上、業務交通量の軽減、輸送の安全性向上を図るため、商用車の効率的な運行管理の支援に資するシステムの研究開発を推進する。

(オ) 緊急車両の運行支援

災害時に伴う迅速かつ的確な復旧・救援活動の実現を図るため、交通状況及び道路の被災状況等をリアルタイムに収集し、関係機関への伝達、復旧用車両等の現場への誘導・案内等を迅速に行うとともに、交通管理等に活用するシステムの研究開発を推進する。

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	8 研究開発及び調査研究の充実
項目	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

細目	<p>ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進</p> <p>イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進</p> <p>ウ 安全運転の確保に関する研究の推進</p> <p>エ 車両の安全に関する研究の推進</p> <p>オ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実</p> <p>カ その他の研究の推進</p>
実施機関	警察本部(交通企画課)
[計画の方針及び概要]	
<p>イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p> <p>ウ 安全運転の確保に関する研究の推進 実践的な運転者教育を効果的に行うための運転シミュレーターその他関係資機材の研究開発を一層推進する。</p> <p>エ 車両の安全に関する研究の推進</p> <p>(ア) 車両に係る予防安全技術の研究の推進 交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る予防安全技術の研究を推進する。</p> <p>(イ) 車両に係る被害軽減技術等の研究の推進 万が一事故が発生した場合の乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る被害軽減技術等の研究開発を推進する。</p> <p>オ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。</p> <p>カ その他の研究の推進</p> <p>(ア) 交通事故の長期的予測の充実</p> <p>(イ) 交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進</p> <p>(ウ) 交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進</p> <p>(エ) 交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進</p>	

章	1 道路交通の安全に関する施策
節	8 調査開発及び調査研究の充実
項目	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
細目	
実施機関	警察本部(交通企画課)
[計画の方針及び概要]	
<p>◆ 交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、交通事故総合分析センターによるマクロデータベースの構築、ミクロ調査の実施等の充実強化を図るとともに、同センターを積極的に活用して、人、道路、及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。</p> <p>また、工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力のもと、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を国県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。</p>	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	1 鉄道交通環境の整備
項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備等の整備
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。

研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」において取りまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き*ATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの（※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。）の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

*ATS : Automatic Train Stop

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

◆ 運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	(1) 保安監査等の実施 (2) 運転士の資質の保持 (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

(1) 保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知する。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	(4) 気象情報等の充実
細目	
実施機関	青森地方気象台

[計画の方針及び概要]

◆ 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通の安全に関する施策」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 (6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて、運輸事業者の安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるための安統管フォーラム（安全統括管理者会議）を平成29年10月に創設し、引き続き「横の連携」の場づくりを図っていく。

また、運輸事業者における安全文化の構築・定着、継続的な見直し・改善に向けた取組を支援することを目的とした国土交通大臣表彰を平成29年5月に創設し、運輸安全マネジメントに関する取組に優れた事業者に対して毎年表彰を行っている。これらの取組などを行うことにより、運輸安全マネジメント制度の取組の強化・拡充を図る。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	4 鉄道車両の安全性の確保
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

- ◆ 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

また、平成27年12月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「貨物列車走行の安全性向上に関する意見について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、貨物利用運送事業者、荷主、研究機関等の関係者と貨物列車走行の安全性向上に関して検討を行う。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	5 救助・救急活動の充実
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

- ◆ 鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	6 被害者支援の推進
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局
〔計画の方針及び概要〕	
ア 平時における取組	
(ア) 被害者等への支援体制の整備	
公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。	
(イ) 事業者における支援計画作成の促進	
公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。	
イ 事故発生時の取組	
(ア) 事故発生直後の対応	
被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。	
また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。	
(イ) 中長期的対応	
公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策
節	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局
〔計画の方針及び概要〕	
◆ 運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。	
さらに、事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。	
また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、	

個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行うとともに、過去の事故等調査結果を有効活用するためデータベースのコンテンツ等を充実させる。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

- ◆ 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。
加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。
なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等がふくそうすることがないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。
また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局

[計画の方針及び概要]

- ◆ 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。
自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。
高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。
なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項目	
細目	
実施機関	警察本部(交通規制課)

[計画の方針及び概要]

- ◆ 踏切道の幅員、道路の交通量、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案して、必要に応じ車両通行止め、一方通行等の交通規制を推進し、併せて道路標識等の視認性の向上を図る。
また、踏切道における交通の安全と円滑を図るために、必要な安全対策が講じられた踏切道には、道路交通の状況、列車運行本数等を勘案して踏切信号機を設置するとともに、近接する交差点等に必要な交通規制を行う。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	3 踏切道の統廃合の促進
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局
[計画の方針及び概要]	
◆	踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘査して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施することとする。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項目	
細目	
実施機関	東北運輸局
[計画の方針及び概要]	
◆	緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。 踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策
節	4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置
項目	
細目	
実施機関	警察本部(交通規制課)
[計画の方針及び概要]	
◆	踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標識、踏切信号機等の設置を進める。

【参考資料】交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）抜粋

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

令和 2 年度青森県交通安全実施計画
令和 2 年 7 月発行
青森県交通安全対策会議

(事務局) 青森県環境生活部県民生活文化課
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL 017-734-9232